

## 川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付要綱（改訂案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止を推進するため、川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光パネル 太陽光を利用して発電する設備であって、自作でないものをいう。
- (2) 蓄電池 電力を充電するための設備及び充電した電力を供給するための電力変換設備をいう。ただし、太陽光パネルと合わせて利用するものに限る。
- (3) 住宅 人の居住の用に供する戸建の建物をいう。
- (4) 非住宅 次のアからカまでのいずれかに該当する建物（住宅の用に供する部分を除く。）をいう。
  - ア 店舗
  - イ 事務所
  - ウ 工場
  - エ 賃貸集合住宅
  - オ 分譲集合住宅（共用部分に限る。）
  - カ アからオに掲げるもののほか、市長が適当と認める建物
- (5) 公称最大出力 日本産業規格で定められた条件下における太陽光パネル1枚当たりの発電能力を表した値をいう。
- (6) 蓄電容量 蓄電池に蓄電することができる電気の量をいう。

### （交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に太陽光パネル又は蓄電池（以下「対象設備」という。）を設置する者
  - (2) 対象設備が設置された市内の住宅を購入し、現に自ら居住する者
  - (3) 市内の非住宅に対象設備を設置する個人又は法人その他の団体
  - (4) 対象設備が設置された市内の非住宅を購入する個人又は法人その他の団体
- 2 補助金の交付は、1件の住宅及び非住宅につき1回限りとする。
- 3 交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 市税を滞納していないこと。
  - (2) 対象設備を設置した後又は対象設備が設置された住宅を購入した後において、電力会社と電力受

給契約を締結していること。

- (3) 対象設備を設置する建築物又はその敷地等が建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に反していないこと。
- (4) 対象設備について国、県等から設置費の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 対象設備の契約の締結又は設置を令和4年4月1日以降に完了していること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、20,000円に太陽光パネルの公称最大出力の値（キロワット表示とし、小数第3位以下を切り捨てた値）又は蓄電池の蓄電容量（キロワットアワー表示とし、小数第3位以下を切り捨てた値）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、太陽光パネル設置費補助金については100,000円、蓄電池設置費補助金については140,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに、川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設備の設置に係る型式、数量、受注最大電力料、単価等の内訳が明記された書類又は仕様が確認できるパンフレット等
  - (2) 対象設備の設置契約書の写し又は対象設備が設置された住宅を購入する場合における当該購入に係る契約書の写し
  - (3) 住民票の写し。法人の場合は商業登記簿の写し（補助金の交付の申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - (4) 対象設備が設置された住宅又は非住宅の所有権を申請者以外の者が有する場合にあっては、当該設置に係る設置承諾書（様式第2号）
  - (5) 市税納付状況照会に関する同意書（様式第3号）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、市民環境部環境衛生課に直接持参する方法により前項の規定による申請書の提出を行う。
- 3 申請時に既に対象設備を設置している場合は、第7条第1項に規定する実績報告書を合わせて提出することができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、川西市太陽光パネル・蓄電池設置

費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）により行うものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 対象設備の設置状況（住宅等全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真
- (2) 対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (3) 対象設備が太陽光パネルの場合にあっては、電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約に係る書類の写し
- (4) 対象設備の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付額の確定通知を受けたときは、速やかに川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 交付申請者は、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付申請取下届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、これを承認し、速やかに川西市太陽光パネル・蓄電池設置費補助金交付申請取下承認書（様式第10号）により通知するものとする。

（管理）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失し、使用不能になったときは、財産損傷届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

（処分）

第12条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を処分しようとする

きは、あらかじめ財産処分届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（使用状況の報告）

- 第13条 補助事業者は、対象設備について、第8条の通知があった日の属する月から2年間、1月ごとの電気使用量その他の事項を使用状況報告書（様式第13号）に記載し、使用状況報告書及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の書類は、1年ごとに、第8条の通知があった日の属する月に応ずる月から1箇月以内に提出しなければならない。

（確認及び検査）

- 第14条 市長は、補助事業者に対し、対象設備の使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について適宜確認し、又は検査をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項に掲げる確認又は検査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、川西市太陽光パネル・蓄電池設備等設置費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によりこれを通知するものとする。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) 第9条第1項の規定による補助金の請求を行わないとき。
  - (4) 第10条の規定による補助金の交付の申請の取下げがあったとき。
  - (5) 第13条の規定による書類の提出を行わないとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付の決定の取消しが適当と認めたとき。

（補助金の返還）

- 第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、川西市太陽光パネル・蓄電池設置補助金返還命令通知書（様式第15号）により、期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（失効規定）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による交付の決定をした補助金に係るこの要綱の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、同年9月1日から適用する。